

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年五月三十一日奈良県指令建第九二一八号

平成二十五年九月三十日奈良県指令建第九二一八一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十月十六日建第八〇六二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十月十六日建第四八七七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市松美台四五番二四八、四五番二八九、四五番二九〇、四五番二九一、四五番

二九二、四五番二九三、南田原町一一六三番八、一一六三番九及び一一六三番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台一丁目八番一号

株式会社マルヤマ 代表取締役 丸山佳映

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市松美台四五番二四八

水路 生駒市松美台四五番二四八の一部

一 許可番号

平成二十五年七月十九日奈良県指令建第九二一四八号

平成二十五年八月三十日奈良県指令建第九二一四八一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十月十六日建第八〇六三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十月十六日建第四八七八号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市壱分町一五七番一、一五七番四、一五七番五、一五七番六、一五八番四、一

五九番三及び一五九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市壱分町六二八番地七

奥田誠治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町一五七番四、一五七番五、一五八番四及び一五九番三

下水道 生駒市壱分町一五七番四及び一五七番五の各一部

水路 生駒市壱分町一五八番四の一部